

寝屋川流域下水道外 管路管理業務委託（R5-1）入札心得

（目的）

第1条 この心得は大阪府が行う寝屋川流域下水道外 管路管理業務委託（R5-1）一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

- 第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。
- 2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札については、入札参加者は、前項に定めるもののほか、同令、大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）を遵守しなければならない。
 - 3 入札参加者は、入札に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けなければならない。
 - 4 入札参加者は、入札説明書、発注概要書、質問回答書、契約書（案）、様式集（以下「入札説明書等」という。）及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。
 - 5 入札及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

- 第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
 - 4 入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に準拠して行われる事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。

（入札参加資格等）

第4条 入札参加者は、自治令第167条の6第1項の規定による公告において指定した期日ま

で、入札参加資格申請に関する書類を大阪府に提出し、当該入札の入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。

- (1) 第1項に規定する公告に定める入札参加資格を有しない者
- (2) 公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

(低入札価格調査資料の提出等)

第5条 低入札価格調査基準価格未満の価格で入札書を提出した落札候補者は、低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）を指定した日までに提出しなければならない。ただし、入札説明書14（2）の規定により入札書が無効となった者はこの限りではない。

2 調査資料は、入札説明書等の規定に従って作成しなければならない。

(入札保証金等)

第6条 入札保証金は、財務規則第61条の規定に該当する場合は免除する。

2 落札者が契約を締結しないときは違約金として入札価格の100分の110に相当する金額（以下「契約希望金額」という。）の100分の2に相当する金額を大阪府に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (2) 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）（2）イの規定により入札参加停止1ヶ月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
- (3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
- (4) 死亡、傷病又は退職により配置技術者等^注が欠けることとなったため契約を締結しない場合

注）配置技術者等とは、入札参加資格に掲げた配置予定者、主任技術者等をいう。

(入札の方法)

第7条 入札参加者は、第2条第4項に規定する条件等を熟知し、入札書に記名押印のうえ、定められた日時までに発注概要書によって示された場所に入札書を郵送しなければならない。

2 入札書に記載する日付は、申込日とすること。

3 入札書及び委託費内訳書（以下「内訳書」という。）は封かん（入札書封筒の様式は別紙1）しなければならない。この封筒の表に表題（入札書又は入札書（再度入札用））、入札日時、業務名、会社の所在地、会社名、代表者名、入札結果連絡先を記入し、押印（裏面割印）又は署名

しなければならない。

- 4 2通の入札書及び入札参加資格確認結果通知書(写)を表封筒(様式は別紙2とし、以下「封書」という。)に入れ、大阪府東部流域下水道事務所総務課あて提出日(配達日)が指定できる方法、かつ、書留郵便等の配達記録が残る方法で提出しなければならない(別紙3の方法を参照のこと)。
- 5 低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)未満の価格で入札書を提出した落札候補者は、調査資料を指定した日までに、持参により提出しなければならない。
- 6 入札参加者は、その入札に関し、いかなる協議・協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

(提出期限)

第8条 提出期限は、入札説明書等で別途定める。

(入札金額の記載)

第9条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(いわゆる税抜き価格)を入札書に記載すること。

(内訳書の提出)

- 第10条 入札参加者は、入札に際して当該入札金額の根拠となる内訳書を提出しなければならない。内訳書を提出しない者は入札に参加できない。
- 2 内訳書に記載された価格と異なる価格での入札は無効とする。
 - 3 内訳書の返却は行わない。

(入札の辞退)

- 第11条 入札参加者は、入札の完了まで、いつでも入札を辞退することができる。ただし、一旦、辞退した場合は、それを撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。
- 2 入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を大阪府に提出するものとする。
 - 3 提出期限を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
 - 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書等の書換等の禁止)

第12条 入札参加者は、一度提出した封書の引換え、変更または取り消しをすることができない。

(入札執行の取り止め等)

第13条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触する疑いがあるときなど、大阪府が必要と認めるときは、入札を延期し、中断し、若しくは保留し、又は当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取り止めることがある。

2 前項の規定により大阪府が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(開札)

第14条 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者に代わって、当該入札事務に関係のない大阪府の職員を立ち合わせて行うものとする。

2 当該開札では、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるかを確認するのみとし、この際の入札価格の公表は行わない。予定価格の制限の範囲内であるものとは、入札額が予定価格以下であるものをいう。

(入札の無効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第4条第2項各号のいずれかに該当する入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 期限までに到達しない封書。
- (3) 記名押印又は署名を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者がした入札
- (7) 内訳書を提出しない者が提出した入札
- (8) 提出された内訳書に記載された価格と異なる価格でした入札
- (9) 封書が2通以上のとき。
- (10) 入札書封筒に記名押印又は署名がないとき。
- (11) 1回目の入札書か再度の入札書かの判別が不可能なとき。
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示された条件に違反して入札した者の入札

(失格)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、失格とする。

(1) 低入札価格調査制度を採用した入札で、次のいずれかに該当すると認められる入札書を提出した者

ア 大阪府の積算に計上している項目が見積られていない等必要な費用が計上されていない場合

- イ 積算方法の説明ができない場合
 - ウ 当該低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合
 - エ 意向確認書において調査資料を提出する意思を示したにもかかわらず、指定した日時までに、これを提出しなかった者
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、契約内容に適合した履行がされないと判断された場合
 - カ 当該落札候補者と契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当であると判断された場合
- (2) 開札から落札決定までの期間において、入札参加者が（共同企業体として入札参加する場合は構成員のうち1者でも該当した場合を含む）次のいずれかに該当した者
- ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者
 - イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当した者（建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は同法別表第1の上欄に掲げる建設工種の種類のうち、「発注概要書」に定める種類以外の種類に係るものを受けた者を除く。）
 - ウ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
 - エ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者
- (3) 前各号に定めるもののほか、発注概要書等において示した事項に該当した者

（落札者の決定）

第17条 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者とし、その者に対する事後審査等（低入札価格調査を含む。（詳細は入札説明書による。））の結果、資格があると確認された者を、落札者とする。

（入札書の提出回数）

第18条 入札書の提出回数は原則として1回とする。ただし、開札の結果、予定価格等の制限の範囲内の入札がないときは再度の入札を行う。

（契約の保証）

第19条 落札者は、落札金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。
 - (2) 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）

の8割に相当する金額による。

- (3) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。
- (4) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。
- (5) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。
- (6) 銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。
- (7) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

3 前項の規定に係わらず次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約の締結

(契約の締結等)

第20条 契約を締結する場合は、落札者は、契約書及び大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して、10日以内に大阪府に提出しなければならない。

ただし、大阪府の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

- 2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。
- 3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第16条第2号アからウまでのいずれかに該当した場合、又は契約締結時に大阪府が示した要件を満たす「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出できない場合は、契約を締結しないことがある。
- 4 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第16条第2号エに該当した場合は、契約を締結しないものとする。
- 5 前2項の規定により契約を締結しないときは、第6条第2項に定める違約金を大阪府に支払わなければならない。この場合、大阪府は一切の責めを負わないものとする。

(異議の申立)

第21条 入札参加者は、入札書の提出後、この心得、第2条第4項の条件について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第22条 入札手続に際しては、すべて大阪府の指示に従うこと。

別紙 1

(入札書封筒)

(表)

再度入札用には
「入札書 (再度入札用)」
と記載のこと。

<h2>入 札 書</h2>	
入札日時	令和○年○月○日 午○ ○○時○○分
業 務 名	_____
入 札 者	○○市○○町○丁目○番○号 ○○○○○○株式会社 代表者 ○○○○ (印) 連絡先

(裏)

割 印

